

入札公告

一般競争入札を行いますので、下記のとおり公告します。

令和7年11月17日

全国土木建築国民健康保険組合
総合病院厚生中央病院
院長 河島 尚志

記

1 入札に付する事項

(1) 入札件名

総合病院厚生中央病院建物管理業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務等の仕様

仕様書のとおり。

(4) 履行場所

(ア)東京都目黒区三田 1-11-7

全国土木建築国民健康保険組合 総合病院厚生中央病院 本館

(イ)東京都目黒区三田 1-12-18

全国土木建築国民健康保険組合 総合病院厚生中央病院 別館

(5) 入札方法

入札は、入札者(代理人を含む。)による入札書(様式1)の直接提出により行うものを原則とし、郵送等による提出においては、事前に申し出を行い、入札日時までの必着をもって入札に参加することができる。なお、開封については入札日に全ての業者の前で開封することとする。

(6) 入札保証金

納付不要とする。

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

- (1) 厚生労働省競争参加資格において「役務の提供等」のAの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するまたは、東京都の競争参加資格において令和7年度競争入札参加資格の「104:電気・冷暖房等設備保守」の「01:電気設備」、「109:浄化槽・貯水槽清掃」のいずれもA又はBの等級に格付されている者であること。
- (2) 過去10年以内に床数300床以上の病院において、2年以上継続して行った実績を有すること。
- (3) 仕様書に記載の資格を有した人員を配置することができること。
- (4) 健康保険法に基づく健康保険、厚生年金保険法に基づく厚生年金保険、雇用保険法に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 一般競争入札参加者の排除

特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者は一般競争入札参加者の対象外とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。
- (2) 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。

4 一般競争入札参加者の制限

次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後、3年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、同様とする。

- (1) 契約履行にあたり、品質又は数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- (3) 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号に類する行為を行った者。

5 入札の手続き

(1) 事前書類の提出

入札に参加する者に対し、当院ホームページ上にて入札参加申請書(様式2)、反社会的勢力排除に関する誓約書(様式3)並びに機密保持に関する誓約書(様式4)を取得し、期日までに提出すること。

(2) 事前書類の提出期間

入札参加申込書、反社会的勢力排除に関する誓約書並びに機密保持に関する誓約書の提出期間は以下のとおりとする。

公告の日から令和7年12月11日(木) 12時まで

(3) 事前書類の提出場所

東京都目黒区三田 1-11-7

全国土木建築国民健康保険組合 総合病院厚生中央病院 会計課用度班

(電話 03-6863-2888)

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

令和7年12月12日(金) 10時30分

(2) 場所

東京都目黒区三田 1-11-7

全国土木建築国民健康保険組合 総合病院厚生中央病院 本館3階講義室B

(3) 入札者変更

入札参加申請書提出後において記載している者以外が入札に参加する場合は、当日までに委任状(様式5)を提出すること。

(4) 落札決定

予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格入札者を落札者とする。ただし、同価格2名以上の場合はくじ引きにより決定する。予定価格の範囲内で入札者がいない場合、ただちに再度入札を実施する。その際、入札執行回数は3回を限度とする。

7 入札予定価格

非公表

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 郵便による入札を認めた場合において、その送付された入札書が入札日時までに到着しないとき。
- (2) 前号を除き、入札日時に参加しなかったとき。
- (3) 金額が未記入、不鮮明、訂正したもの及び入札者の記名押印がないとき。
- (4) 2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 2者以上の代理をした者が入札したとき。
- (6) 厚生中央病院の指示に理由なく従わないとき。

9 入札結果の公表

入札会場において、落札者及び落札金額を公表するものとする。

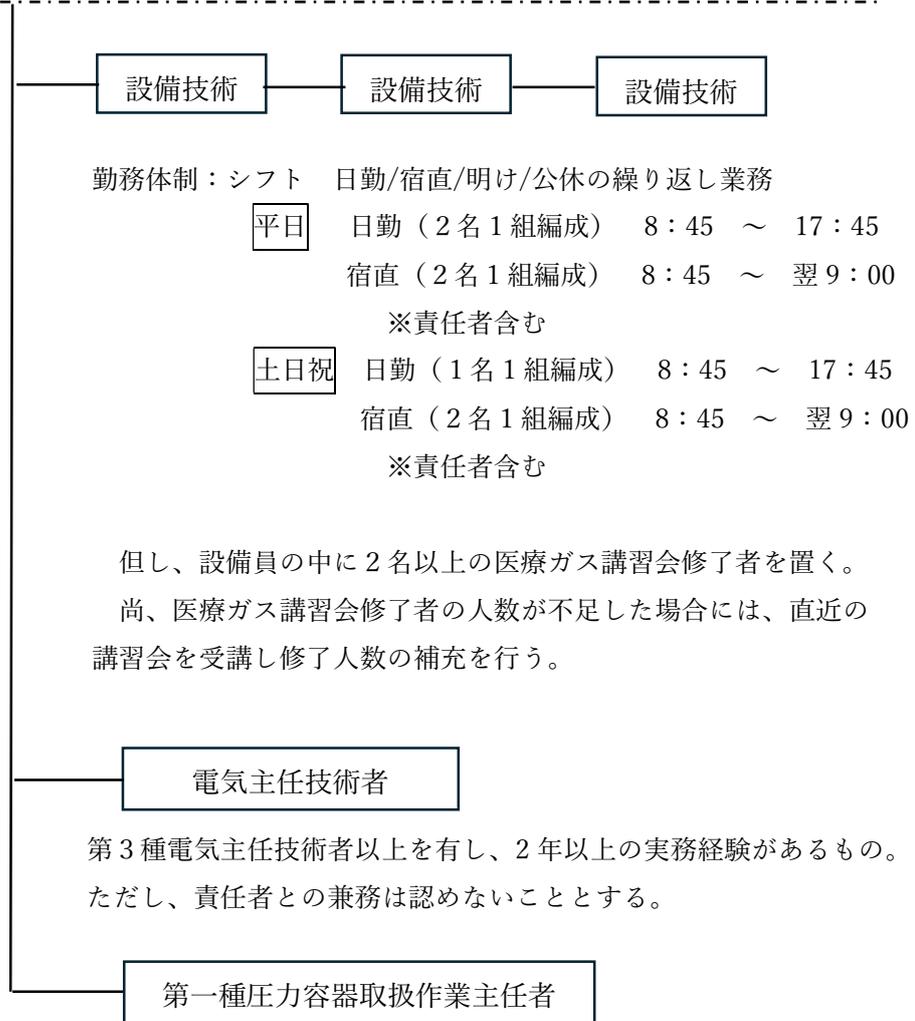
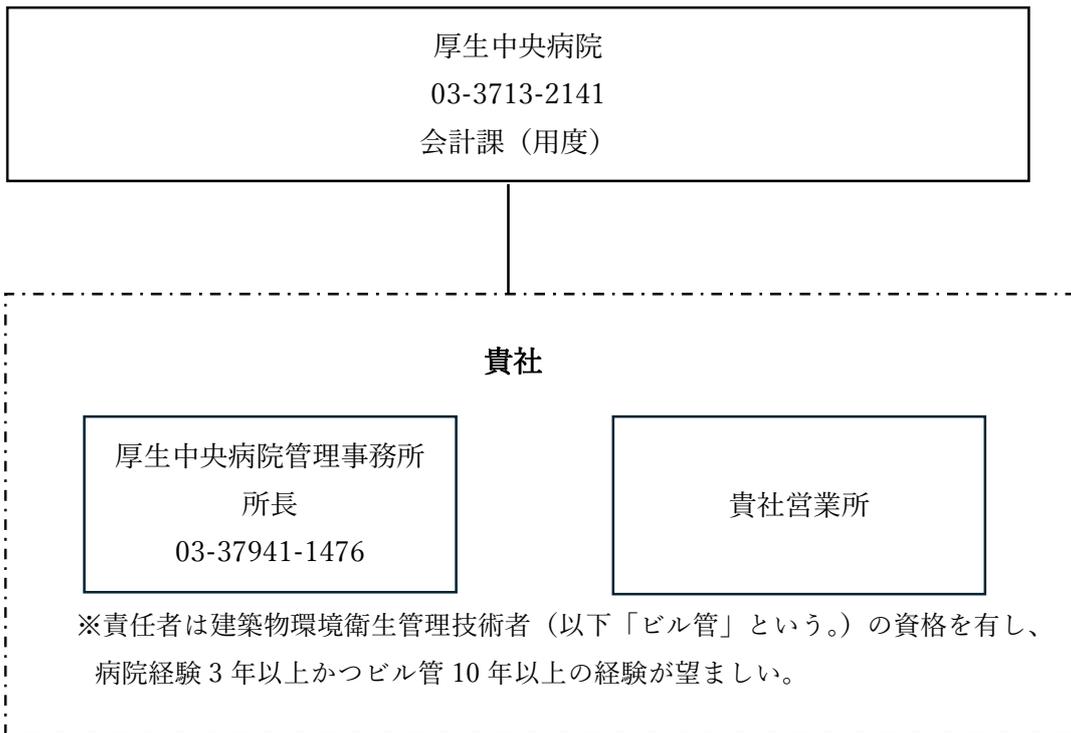
10 落札者の辞退

契約締結前に落札者が辞退した場合は、次位の価格をもって入札した者を落札者とする。

厚生中央病院管理仕様書

1. 組織図
2. 管理業務の項目
3. 保守運転管理業務基準
4. 厨房排水、検査排水処理設備点検保守管理業務基準
5. 貯水・排水槽清掃業務基準
6. 残留塩素測定

1. 組織図



但し、第一種圧力容器取扱作業主任者に選任する事の出来る資格の保有者を複数人選任する。

2. 管理業務の項目

I 保守運転管理業務

1. 日常保守運転業務

- ①熱源関係の運転管理・保守・記録・統計等の作成・日報の報告
- ②医療ガスの警報／異常・運転監視、その他関係する対応及び対処
- ③搬送機器設備（自走台車）の軽故障時の応急対応
- ④宿直シフト業務

2. 軽修繕業務・・・現場にて対応可能な修繕とする（別途専門業者対応の業務は除く）

3. 光熱水費の検針業務

4. 外注作業者の作業立会い業務（病院側依り特別指示項目のみ）

5. 厚生中央病院別館の一括警報対応（緊急時のみ）及び病院専用部故障対応

（緊急時のみとした以外は、その都度打合せの上対応）

6. 諸設備定期点検整備の応援（但し、電気設備法令定期点検停電作業においては全員で対応）

II 厨房排水、検査排水処理設備定期点検保守管理業務

1. 厨房排水処理施設の定期点検・整備

2. 検査排水処理施設の定期点検・整備

3. 排水槽への殺虫プレート取付作業

III 貯水・排水槽清掃業務

1. 受水槽及び高置水槽の清掃

2. 水質検査

3. 排水槽の定期清掃

対象箇所：汚水・雑排水・駐車場排水・旧焼却炉排水

・ガソリントラップ（B1 階 3 か所、B2 階 3 か所の計 6 か所）

3. 保守運転管理業務基準（空調、衛生、電気、防災他）

3. 1 本館

●電気設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
断路器	<ul style="list-style-type: none"> ・碍子の汚損、損傷 ・接触部の変色 	1回/月	電気主任技術者対応 目視巡視点検
送断機	<ul style="list-style-type: none"> ・ブッシングの汚損、損傷 ・操作機構の表示確認 ・異音、異臭 	1回/月	目視巡視点検
変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ・温度の道否 ・異音、異臭 ・ブッシングの汚損、損傷 ・本体の汚損 	1回/月	目視巡視点検
電力用コンデンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・外箱の汚損、変色 ・ブッシング端子の汚損、損傷 	1回/月	目視巡視点検
避雷器・計器用変成器	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の汚損、損傷、発錆 	1回/月	目視巡視点検
母線・受電盤・配電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の汚損、損傷 	1回/月	目視巡視点検 故障現場確認対応
分電盤・操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ・外観汚損、開閉器の損傷、過熱 ・計器類の異常、表示灯の確認 ・開閉器類の損傷加熱 	1回/月	目視巡視点検 故障現場確認対応
中央監視装置	<ul style="list-style-type: none"> ・監視機能の制御、発停 ・外観、取付け状態のチェック ・スケジュール入力、変更 	日	CRT 画面監視
非常用発電機 (ポータブル発電機含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・油漏れ ・油レベル計の正常動作 ・地下水槽のポルトアップの上水確認 ・外部の汚損、損傷 ・各スイッチの位置確認 ・バッテリーの状態確認 	1回/月	点検表による試運転 点検記録 外観目視巡視点検 試運転点検記録
重油タンク (非常用発電機用)	<ul style="list-style-type: none"> ・油漏れ ・油レベル計の正常動作 ・防油堤の亀裂確認 ・油量確保 	1回/月	点検表による 点検記録 外観目視巡視記録
その他 (契約対象外項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・安定器 (LED 灯器へ交換) ・厨房関係機器の電気含む修理 ・医療機器関係の電気含む修理 ・エレベーター関連の修理 ・エスカレーター関連の修理 ・電話設備 ・病室機器等 ・ネオン看板の修理・交換 (主スイッチ等含む) ・LAN 配線 (延長・ケーブル作成含む) ・自動販売機等 		契約対象外項目であるが、対応できる軽度の修繕のみ

●空調設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
吸収式冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマーター確認 ・外観、異音、振動、悪臭 ・油面、冷却水／冷水・水圧 ・冷却水／冷水・入口・出口温度 ・油、冷媒等の各種漏れの有無 ・胴内真空度確認 ・蒸気圧力確認、トラップ運転状態 ・高温再生器、吸収器圧力液面確認 ・冷媒ポンプ、吸収ポンプ運転状態確認 	3回／日	点検表による記録 及び目視巡視点検
ターボ冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマーター確認 ・外観、異音、振動、異臭 ・油面、冷却水／冷水・水圧 ・冷却水／冷水・入口・出口温度 ・油、冷媒等の各種漏れの有無 ・各バルブの状態 	3回／日	
水冷スクルーチラー	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマーター確認 ・外観、異音、振動、異臭 ・油面、冷却水／冷水・水圧 ・冷却水／冷水・入口・出口温度 ・油、冷媒等の各種漏れの有無 ・圧力計、温度計の作動確認 ・各バルブの状態 	3回／日	
貫流ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・外観、異音、振動、異臭 ・水の汚れの有無及び水面計の確認 ・自動制御装置の機能 ・給水装置の確認 ・ 燃焼状態の確認 ・フレームアイの作動確認 ・点火装置 ・ ガス圧力の確認 ・圧力、水位、温度確認 ・付属機器の損傷、腐食 ・各種安全装置の作動確認 	3回／日	ボイラー主任対応 点検表による記録 及び目視巡視点検
	<ul style="list-style-type: none"> ・低水位遮断装置の確認 	1回／月	月例点検
	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理薬剤の投入 ・全ブロー 	随時	

設備機器	日常点検	周期	備考
軟水装置 (ボイラー補給水)	・ 損傷、水漏れ ・ 給水の確認 ・ 温度計の確認	日	点検表による記録 及び目視巡視点検
	・ 水面計の確認	随時	再生作業
	・ メーター検針	1回/月	
エアハンドリングユニット (AHU)	・ 運転時の異音、振動の確認 ・ 入口・出口冷温水温度の確認 ・ 送風機の異常、電流の確認	1回/月	点検表による記録 及び目視巡視点検
個別エアコン (パッケージエアコン)			
ファンコイルユニット (FCU)			
送排気機	・ 軸受摩耗度 ・ Vベルトの伸張度 ・ フィン及びケーシング ・ 電動機の異常有無 ・ 電流値の確認	2回/年	点検表による記録 及び目視巡視点検
膨張水槽	・ 水槽漏水 ・ 内・外部の腐食 ・ 給水用ボールタップの動作	1回/月	目視巡視点検
冷・温水ポンプ 冷却ポンプ	・ 吐出圧力、回転音、電流確認 ・ グランド、軸受の加熱、異音	日	
ホットウェルタンク	・ ケーシング損傷・各バルブの状態	3回/月	
	・ 槽内清掃 (他の槽にバルブ切替)	1回/月	
冷却塔	・ 異音、振動、損傷 ・ 散水状況 ・ 給水ボールタップ作業確認 ・ 水位、水状確認 ・ ファンモーターの運転電流値 ・ 塔の目皿及び充填剤詰まり清掃 ・ 水槽ガードストレーナー清掃	1回/月	目視巡視点検 清掃
蒸気ヘッダー 8 _{kg} ヘッダー 2 _{kg} ヘッダー	・ 蒸気圧力 ・ 漏れ確認	3回/日	目視巡視点検 圧力容器月例点検
冷・温水1次ヘッダー 冷・温水2次ヘッダー	・ 圧力の確認	3回/日	目視巡視点検
その他 (契約対象外項目)	・ フィルター、特殊フィルター類 ・ 空調自動制御 ・ ボイラー水処理薬剤の購入 ・ ポンプのグランドパッキン交換 ・ 吹出口、吸込口の清掃		契約対象外項目で あるが、対応でき る軽度の修繕のみ

●衛生設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
受水槽 高架水槽	・マンホール蓋、通気管、異常確認	1回/月	水道法 点検表による記録及び 目視巡視点検
湧水ポンプ 汚水ポンプ 雑排水ポンプ	・吐出圧力、回転音、電流確認 ・グランド、軸受の加熱、異音	1回/月	点検表による記録及び 目視巡視点検
貯湯槽	・給水の確認 ・圧力、温度計の確認	日	目視巡視点検
	・損傷・水漏れ	1回/月	圧力容器月例点検
熱交換器	・蒸気圧力の確認 ・温度、圧力、安全弁	日 1回/月	圧力容器 目視巡視点検
厨房排水槽	・運転状態の確認	日	目視巡視点検
医療ガス	・点検表による巡視点検 ・各ポンベの残量確認し切替を病院担当者に依頼	3回/日	
	・各アウトレットの不具合受付・連絡	随時	軽度の修繕のみ応急対応
滅菌器 (オートクレーブ)	・圧力容器月例点検	1回/月	
その他 (契約対象外項目)	・厨房機器、冷蔵庫、製氷機、特殊機器類 ・医療ガスの整備の不具合処理 ・ポンプのグランドパッキン交換		契約対象外項目である が、対応できる軽度の修 繕のみ

●防災設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
消火器 誘導灯 非常コンセント	・蛍光ランプ類の交換 ・視認障害、機能障害の有無 ・外観点検	随時	不具合現場確認対応
自動火災報知機、防火、 防排煙、室内消火栓、 非常放送、ガス漏れ警報 スプリンクラー設備 泡消火設備、ダクト消火設備	・操作及び機能障害の有無 ・各種スイッチの開閉位置 ・各種表示灯の球切れ交換 ・周囲の温度、湿度、雨水等の影響	随時	現場より不具合連あ り次第現場確認対応
蓄電池 (非常用照明用・CVCF用) ・非常用発電機用	・電気設備の項に準じる	1回/月	点検表による点検記録
配線	・断線確認	随時	不具合現場確認対応
その他 (契約対象外項目)	◎防災設備については、スプリンクラーポンプや アラーム弁の圧力チェック。各消防設備の目視点 検を月1回の巡視点検時に行うものとする。		契約対象外項目である が、対応できる軽度の 修繕のみ

●運搬・搬送機械設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
エレベーター	・故障の連絡	随時	非常時対応 (停電作業含む) 不具合現場確認対応
自走台車	・監視モニター ・夜間、休日応急対応 ※障害部を確認し可能な範囲で対応	随時	軽度の修繕のみ応急対応

●建築設備点検基準

設備機器	日常点検	周期	備考
非常照明	・電気設備の項に準じる	1回/年	不具合現場確認対応
オートドア	・応急修理	随時	現場より不具合連絡あり 次第現場確認対応
電気錠、天井、床、 建具、内・外装他	・応急修理 ・スピード調整、ます締め等含むドア チェック小修理 ・汚れ、破損の小修理	随時	軽度の修理のみ応急対応
その他 (契約対象外項目)	・車椅子のブレーキ調整、空気入れ、 パンク修理、虫ゴム交換等の不具合対応 ・駐車場シャッターの不具合対応		契約対象外項目である が、対応できる軽度の 修繕のみ

3. 2 別館

●設備管理業務

設備機器	日常点検	周期	備考
医療ガス	・点検表による巡視点検	1回/日	平日のみ

4. 厨房排水、検査排水処理設備定期点検保守管理業務基準（本館のみ）

設備名・業務名	内 容	点検回数	点検区分	契約区分	備考	
厨房排水処理設備	厨房排水処理設備保守点検					
	①保守点検回数	8回/月	自主	点検		
	②薬品補充及び運搬					
	PAC（純度10% 粉体）	Kg/400	自主	保守		
	高分子剤（純度100% 粉体）	Kg/2	自主	保守		
	ｶｴｲﾝﾞﾀﾞ / 中和剤（純度25%溶液）	Kg/70	自主	保守		
	③水質検査					
	原水 SS N-HEX	12回/年	自主	保守		
	処理水 PH BOD SS N-HEX	12回/年	自主	保守		
	④雑剤消耗品					
PH電極・オイル・ｸﾞﾘｽ・Vﾍﾞﾙﾄ等	都度	自主	保守			
⑤汚泥運搬処分						
支払代行とする	都度	法定	保守			
厨房排水処理設備槽内清掃	厨房排水処理設備槽内清掃					
	①清掃作業					
	原水槽 6.2t、調整槽 40.0t	2回/年	法定	保守		
	汚泥貯留槽 24.5t、放流槽 1.5t	2回/年	法定	保守		
	②汚泥運搬処分					
支払代行とする	都度	法定	保守			
厨房排水処理設備脱臭用活性炭交換	厨房排水処理設備脱臭用活性炭交換					
	①活性炭 酸素ガス系	1回/年	自主	保守		
	②活性炭 塩基性ガス系	1回/年	自主	保守		
	③活性炭 両性ガス系	1回/年	自主	保守		
	④雑材消耗品	都度	自主	保守		
⑤旧炭処分	1回/年	自主	保守			
検査排水処理設備	検査室洗浄廃水処理設備保守点検					
	①保守点検回数	1回/週	自主	保守		
	②薬品補充及び運搬					
	ｶｴｲﾝﾞﾀﾞ / 中和剤（純度25%溶液）	kg/25	自主	保守		
	硫酸	kg/25	自主	保守		
	次亜塩素酸ナトリウム	kg/10	自主	保守		
	③雑剤消耗品	都度	自主	保守		
	検査排水処理設備槽内清掃	検査排水処理設備槽内清掃				
		①清掃作業				
		排水貯水槽 10.0t、放流槽 24.5t	2回/年	法定	保守	
②含有物試験費		2回/年	自主	保守		
③汚泥運搬処分						
支払代行とする	都度	法定	保守			

設備名・業務名	内 容	点検回数	点検区分	契約区分	備考
殺虫プレート取付	汚水槽（6枚／回）	5／年	自主	保守	
	雑排水槽（6枚／回）	5／年	自主	保守	
	厨房排水処理設備汚泥水槽（8枚／回）	5／年	自主	保守	
その他	①緊急対応	都度	自主	保守	
	②日報の提出	都度	自主	保守	
	③必要書類の作成他	都度	自主	保守	

5. 貯水・排水槽清掃業務基準

5. 1 本館

設備名・業務名	内 容	点検回数	点検区分	契約区分	備 考
給水管理	貯水槽清掃 ・槽内清掃 ・定水位弁機能点検	1回／年	法定	点検	※1
	高置水槽清掃 ・槽内清掃 ・定水位弁機能点検	1回／年	法定	点検	※1
	簡易項目水質検査 ・省略不可項目（11項目）	1回／年	法定	点検	※1 ※2
排水管理	旧焼却炉排水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	1回／年	自主	点検	※1
	汚水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	4回／年	法定	点検	
	雑排水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	3回／年	法定	点検	
	駐車場排水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	1回／年	法定	点検	
	ガソリントラップ清掃 ・トラップ内汚泥処理（バキューム）	適宜	自主	点検	
	その他 ・清掃後報告書の作成 ・不具合等があった場合の報告 ・汚泥等産業廃棄物処理は支払代行とする。	都度	自主	保守	

※1 ビル管理法施行規則に基づく。

※2 水道法施行規則に基づく。

5. 2 別館

設備名・業務名	内 容	点検回数	点検区分	契約区分	備 考
給水管理	給水ユニット（エバラ 50BNAME3.7A） ・保守点検	1回／年	—	保守	整備・部品 交換は別途 対応
	受水槽清掃 ・槽内清掃 ・定水位弁機能点検	1回／年	法定	点検	※1
	簡易項目水質検査 ・省略不可項目（11項目）	1回／年	法定	点検	※1 ※2
排水管理	汚水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	3回／年	法定	点検	
	雑排水槽清掃 ・槽内清掃、汚泥処理（バキューム）	3回／年	法定	点検	
	水中ポンプ点検 湧水ポンプ 1セット 汚水ポンプ 1セット 雑排水槽ポンプ 1セット 雨水ポンプ 3セット	水槽清掃 時	法定	点検	
	排水柵及びグレーチング内清掃	1回／年	法定	点検	業者対応で も可

※1 ビル管理法施行規則に基づく。

※2 水道法施行規則に基づく。

6. 残留塩素測定

場所	回数	備 考
本館	1回／日	毎日
別館		平日のみ

入札書

1 入札金額(消費税込)

	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 1 金額は明瞭に記入してください。

2 金額頭部に¥を記入してください。

3 金額の訂正は無効となります。

2 件名 総合病院厚生中央病院 建物管理委託業務

上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

総合病院 厚生中央病院

院長 河島 尚志 様

住所

入札者

名前

印

(入札者の押印は、入札参加申請書に押印した印鑑)

入札参加申請書

令和 年 月 日

総合病院 厚生中央病院

院長 河島 尚志 様

住所

名前

㊞

令和7年12月12日(金) 10時30分から執行される

総合病院厚生中央病院 建物管理委託業務 に係る一般競争入札に参加したく申請します。

反社会的勢力排除に関する誓約書

令和 年 月 日

総合病院 厚生中央病院
院長 河島 尚志 殿

住所（所在地）：

法人名：

代表者名：

電話番号：

弊社は総合病院厚生中央病院との取引に伴い、反社会的勢力に該当しないことを表明し、以下のとおり誓約致します。

なお、本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に弊社との間で締結した一切の契約及び本誓約書提出以降に弊社との間で締結する一切の契約について適用されることを了承します。

1. 弊社は総合病院厚生中央病院と締結する契約に際し、反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) その他前号 (1) から (5) に類する反社会的勢力との関係を有すること

2. 弊社は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前号 (1) から (4) に準じる行為

3. 弊社は自らの全ての下請または再委託先業者（以下「関連業者」という。）が第1項に該当しないことを確約し、将来にわたっても関連業者が同項若しくは第2項各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

4. 弊社は関連業者が前項に該当することが契約締結後に判明した場合には、直ちに関連業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとします。

5. 弊社が前各項に違反した場合は、総合病院厚生中央病院が弊社に何らの催告なしに直ちに契約を解除しても弊社は意義を述べないことを確約します。

6. 弊社は前5号により契約を解除された場合、総合病院厚生中央病院に対して一切の損害賠償請求を行わないことを確約し、契約書で定められている違約金を総合病院厚生中央病院に支払うことを確約します。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

総合病院 厚生中央病院
院長 河島 尚志 殿

住所（所在地）：
法人名：
代表者名：
電話番号：

_____（以下「当社」という。）は総合病院厚生中央病院における一般競争入札を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとし、

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における 当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとし、

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴院の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上

委任状

総合病院 厚生中央病院

院長 河島 尚志 様

私は 印 を代理人と定め下記の委託に
関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 入札件名

総合病院厚生中央病院 建物管理委託業務総合病院

※入札日時:令和7年12月12日(金) 10時30分

令和 年 月 日

住所

氏名

印